

地域福祉促進事業

地域福祉を推進するため、その中心的な役割を担う市社会福祉協議会の活動を支援し、また、地域住民、関係機関等の交流と連携の強化と協働意識の醸成を図るとともに、地域課題の発見・解決する仕組みづくりを検討することにより、地域福祉ネットワークの構築を目指した。

社会福祉法の制定以来、住民の参加・主体による地域福祉活動の推進が求められている中で、社会福祉協議会※に対し、小地域ネットワーク活動等地域福祉活動が地域においてより充実・推進するための支援を行った。

補助金 63,688,000 円（河内長野市社会福祉協議会へ交付）

内訳	福祉活動事業（人件費等）	56,422,000 円
	日常生活自立支援事業	79,000 円
	団体事務局事務費等	6,778,000 円
	社協施設整備事業	409,000 円

※ 社会福祉協議会

… 社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられた団体。

○社会福祉法第109条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業（以下略）

地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進と「地域福祉ネットワークの構築」を目指して、地区（校区）福祉委員会※の活動及び活動充実のための取り組み、地域福祉人材の育成などの事業に対し支援を行った。

補助金 11,065,000 円（河内長野市社会福祉協議会へ交付）

内訳	小地域ネットワーク活動推進事業	9,670,000 円
	地域福祉人材育成事業	595,000 円
	地域福祉ワークショップ事業	800,000 円

※ 地区（校区）福祉委員会

… 住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的に、地域住民のさまざまな福祉問題を解決し、地域住民が安心して暮らせるまちづくりを市民が主体となって進める実践組織で、市内全小学校区（15委員会）で活動が行われている。福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動は平成10年度から始まり、「地域が一つの家族」を合言葉に市民が参加しやすい小地域を単位として、支援を要する人に対する個別支援活動やグループ援助活動が行われている。

主な活動内容

- ・見守り声かけ、友愛訪問活動
- ・いきいきサロン（ふれあいサロン）活動
- ・配食サービス活動
- ・災害時要援護者支援活動
- ・地域リハビリ活動
- ・世代間交流活動
- ・子育て支援活動
- ・研修・学習活動
- など